

# 大清国による歴史記述のモンゴル史的文脈

岡 洋 樹

1. 問題の所在
2. 大清国のモンゴル統治範疇としての「外なるモンゴル（外藩）」
3. 清代「外なるモンゴル」の王公タイジ系譜
4. 「外なるモンゴル」王公タイジの功績記録としての伝記史料
5. 清朝の「外藩」統治の理念
6. 結語

## 1 問題の所在

近代の国家統治の特質を統治の「均質さ」に見出すのであれば、当該の社会は、ある時点で文化的・法的に同質な統合された「国民（ネーション）」の創出を経験したのでなければならず、同時に歴史も、単一の国民の歴史へと回収された。しかし「近代」に先立つ統治が「帝国」的な広域性と多様性を持つ場合、歴史認識の統合はより複雑なものとなる。20世紀初頭帝国の多くが解体し、「国民国家」の歴史という新たな歴史叙述が創出された。この新しい歴史は、帝国時代の多様な歴史の文脈から、遡及的に選択された特定の「自民族」の歴史を特権化し、かつては共存していた「他者」の歴史観を外部化、あるいは周縁化した。

大清国もそのような多様な歴史叙述を含んだ「帝国」である。近年主に満洲史の立場からの研究において、この帝国をあえて「ダイチン・グルン」という満洲語名で呼ぶことが見られる。これは漢字文化圏であるわが国において、この帝国を「中華世界」的文脈から異化し、マンジュ国家としての側面を可視化しようとする戦略に基づくのであろう。杉山清彦は、この帝国の多面性を「(清朝の) 皇帝はいくつもの顔をもちながら、見る側からは自分に向いた顔しか映らない」と絶妙な表現をしている<sup>1</sup>。この帝国においては、中華世界のみならず、モンゴル、チベット、イスラームなど多様な文化的主体がそれぞれの歴史認識を有した。現在の「少数民族史」の淵源にほかならない。清朝は多面相の皇帝統治

---

1 杉山清彦「大清帝国支配構造試論：八旗制からみた」『近代世界システム以前の諸地域システムと広域ネットワーク』平成16～18年度科学研究費補助金（基盤研究(B)）研究成果報告書（研究課題16320080）研究代表者桃木至朗、2007年、104-123頁

の下で、それらの歴史認識をいかに共存させたのか。本稿では、この問題をモンゴルを事例として考察したい。

## 2 大清国のモンゴル統治範疇としての「外なるモンゴル（外藩）」

大清国がモンゴル民族に対してなんらかの統治理念を有したのかという問題を立てること自体、近代の「モンゴル民族」を遡及的に想定しているという意味で、優れて近代的な指向性をもつ問いである。まずはそもそも清代に「モンゴル」が統治枠組としていかなる意味を持っていたのかを問うておく必要がある。「モンゴル」という概念自体は当然のことながら存在した。まず八旗では、周知のように八旗蒙古の組織名に「モンゴル」は明示されているし、そこにエスニックな出自を見出すことも可能である。しかしそのアイデンティティーは、むしろ皇帝に臣属する支配エリートとしての「八旗」の成員たる「旗人」としての身分にあったものと思われる。モンゴル高原に住むチャハル、フルンブイルのバルガなどの一部の集団は「内属蒙古」と呼ばれたが、「内属」の語義は、八旗の管下にあることを意味した。

八旗に対置されるのが、漢語で「外藩 wai fan」と呼ばれるカテゴリーである。統治カテゴリーとしての「外藩」の意義をわかりやすく捉えようとするならば、その満洲語名「*tulergi golo*」或いは「*tulergi monggo*」とモンゴル語名「*γadaγadu mongγul*」を比較してみればよい。その満洲語の「*tulergi*」とモンゴル語の「*γadaγadu*」は「外」を意味し、総じて「外なるモンゴル」の意味となる。「*golo*」は内地の「省」にも用いられ、漢語の「藩」と「省」のような意味の差異を含まず、モンゴル語名称では「外藩」は端的に「モンゴル」を意味する。

「外藩」は地理的概念ではないから、「外藩」と呼ばれる「地域」の存在は想定されていない。清の最初期には、モンゴル諸集団は「*monggo gurun*（モンゴル国）」あるいは「*monggo*（モンゴル）」と呼ばれるのみで、「外」の形容を伴わない。これは、ヌルハチ期にマンジュと接触したモンゴル諸集団が、マンジュとは別の政治的主体と認識されたことを示す。ヌルハチは、晩年においてさえ、ホルチンのオオバにハーン号を名乗らせており<sup>2</sup>、一応対等の外国として扱っている。八旗とは別にマンジュ側に属したモンゴル王族属を意味する「*tulergi monggo*」という範疇の設定は太宗初期のことと思われる<sup>3</sup>。以後これが清代を通じて独自の統治範疇を形成し、新来の諸集団がその外縁上に配置されることになる。

「外なるモンゴル」は、エスニシティとしてのモンゴル人を指す以上に、満洲語でべ

---

2 Iui zhi, *jīyācídai Buyandelger*. “Non qorčīn-u noyalayčī uuba bayatur qayan čola abuysan tuqai.” *ōbür mongγul-un yeke surγayuli-yin erdem sinjilgen-ü sedkül*. 2006-5, 72-77.

3 Li Boowen. “*γadaγadu, dotuγadu mongγul gedeg ner-e-yin egüsün ulariγsan asayudal-du*.” 『蒙古史研究』第九輯、呼和浩特：内蒙古大学出版社、2007年、159-171頁。

イレ beile、バイセ beise と呼ばれる王族が率いる諸集団を指す。「バイレ」と「バイセ」は、モンゴル語の「ノヤン noyan」と「タイジ tayiji」に対応し、支配氏族成員を意味する尊称である。モンゴルの支配氏族は「外」のバイレ、バイセとされ、マンジュのアイシングオロ氏王族は「内」のバイセ、バイレとされる。つまり初期の大清国は、内外のバイレ・バイセとその属下の二大部分から構成されることになる。両王族は、後世「外王公」「内王公」として範疇化され、「王公身分」を構成した。「外なるモンゴル」は理藩院の管轄下に置かれた<sup>4</sup>。

このように「外なるモンゴル」(外藩)とは、モンゴルの支配氏族属を指す統治区分概念であり、清朝の統治構造にモンゴルという「民族統治」範疇が存在したわけではない。「外なるモンゴル」の支配氏族の身分的地位は、「王公タイジ」(和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒・固山貝子・鎮国公・輔国公・頭等～四等タイジ)の爵位授与を通じて公認された。爵位授与は皇帝の専決事項であったから、支配氏族の権威は、皇帝権と不可分に結びついた。

これらの支配氏族は清朝服属前にその地位を確立しており、それ以外の氏族は属民たるハルツ(qaraču 平民)身分を構成した。かかる基本的身分構成は清代にも継承されている。

### 3 清代「外なるモンゴル」の王公タイジ系譜

統治範疇としての「外なるモンゴル」の基盤が、属民たるハルツ身分に対する支配氏族の権威にあり、北元期以来のその権威が清朝皇帝による王公爵授与によって公認されたとすれば、個々の王公タイジに求められたのは、支配氏族諸分枝中の位置の特定であった。

清朝が外藩の王公タイジの系譜を定期的に提出させるようになったのは、乾隆初めのことである。『大清会典則例』(乾隆朝)に、

一、譜系。乾隆二年、旨を奉ず。蒙古王扎薩克等の家譜履歴は、朕は皆未だ甚だしくは明晰ならず。爾の院、當日の襲封の根源を將て、各旗部落を酌量し、徐ろに家譜を修めて奏聞せよと。此れを欽む。旨に遵ひ議奏すらく、蒙古の王扎薩克等は、原と太祖太宗時、輸誠向化し、屬を率いて歸附するに繋がり、各々其の著す所の勞績を論じて、封じて王貝勒貝子公一等台吉と為し、旗分佐領を編設す。其れ科爾沁等十旗の王台吉は、聖祖の時に在りて、皆太皇太后・皇太后の嫗戚に繋るに因り、曾て世次を將て具奏した案有り。今重ねて考訂を加えて造冊して奏聞する外、其の餘の五會扎薩

4 理藩院の組織の簡明な概観としては以下を参照のこと。趙雲田『理藩院 清代治理辺陲の枢紐』烏魯木齊：新疆人民出版社、1995年、Chia Ning, *Lifanyuan and the Management of Population Diversity in Early Qing (1636-1795)*. Max Planck Institute for Social Anthropology Working Paper No.139. Max-Planck-Gesellschaft. Halle / Saale, 2012.

克等は、應に造冊送院を竣りて、再び辦理を行わん。並びに外藩の喀爾喀・青海・厄魯特等に行令し、一并もて錫封の根源、襲爵の世次を覈明して、造冊して院に送り旨を奉ぜん。蒙古王等の家譜は、嗣後五年もて繕録進呈し、舊冊を換出せんと。此れを欽む。

一、譜系。乾隆二年奉旨、蒙古王扎薩克等家譜履歷、朕皆未甚明晰。爾院將當日襲封根源酌量各旗部落、徐修家譜奏聞。欽此。遵旨議奏、蒙古王扎薩克等原繫太祖太宗時、輸誠向化、率屬歸附、各論其所著勞績、封為王貝勒貝子公一等台吉、編設旗分佐領、其科爾沁等十旗之王台吉、在聖祖時因皆繫太皇太后・皇太后嫺戚。曾將世次具奏有案。今重加考訂造冊奏聞外、其餘五會扎薩克等、應俟造冊送院、再行辦理。並行令外藩之喀爾喀・青海・厄魯特等、一并覈明錫封根源襲爵世次、造冊送院奉旨。蒙古王等家譜、嗣後五年繕録進呈、換出舊冊。欽此<sup>5</sup>。

と見え、モンゴル王公の家譜・履歷を知るために乾隆帝が「家譜」提出を求めたことがわかる。八年後に家譜の提出は十年に一度に改められた<sup>6</sup>。『理藩院則例』には、爵位の承襲時に、「根源 uy eki」の提出が定められている<sup>7</sup>。実際外藩モンゴル各旗からは、後述のような「根源」档冊が理藩院に提出されていた。

またモンゴル国立歴史中央アルヒーフには、十年毎に各旗で作成されたタイジ系図が保存されている。筆者が調査したセツェン・ハン部中末旗の場合、タイジの五つの分枝毎に系図が作成され、それを纏めてザサグ印を押した全旗タイジの系図が作成されている<sup>8</sup>。これが理藩院に提出されたのであろう。

爵位の授与・継承に当たっては、旗が盟を通じて18歳の成年に達した王公タイジの子を理藩院に報告し、理藩院から上奏された。例えば乾隆9（1744）年2月19日の題本には、

議政大臣、理藩院の事務を兼務する兵部尚書、固山額駙、二次加級、十四次紀錄、臣バンディ等がつつしんで奏する。成年に達したタイジ・タブナン等に品級を授与する件。ハルハ・セツェン・ハン・ダミランが呈して届けて来た文書に、我が実の弟ドン

5 『欽定大清會典則例』（乾隆朝）卷140、理藩院、旗籍清吏司、譜系、24下～25下

6 『欽定大清會典則例』（乾隆朝）卷140、理藩院、旗籍清吏司、譜系、25下

7 『欽定理藩院則例』卷3、襲職上に、「内外扎薩克各旗呈報承襲台吉塔布囊人員、各開具等級源流、按其房分支派名數、全行繪譜報院、分別准駁承襲。不得含混呈報。」（モンゴル文：dotuyadu yadayadu jasay olan qosiyun-u tayiji tabunang jaljamjilaqu arad-i ergün medegülküi-dür öber öber-ün jerge des uy ekin-i yaryaju biçiged ger-ün salburi ner-e-yin toyan-i büridken ger-ün üy-e-yin biçimel-dür jiruju jüryan-dur medegülju yabuyluq egegülkü yabudal-i ilyan salyaju jaljamjilayul. qasi kereg-iyer ergün medegülju bolqu ügei bolaytun.）

8 アルヒーフ所蔵の系図史料に基づいて筆者が復元した中末旗タイジの系譜は、岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』東京；東方書店、2007年巻末の付録を参照されたい。

ダンが成年に達した。アバガのザサグ多羅郡王ソノムラヴダンの呈し届けて来た文書に、我らが旗の四等タイジ・ハムンの子ウルジート、ジャミヤンジャヴ、グムヴツェリン、シャラヴ、チャヴァグジャヴ、ツェリンダシ、四等タイジ・ドルジラシの長子フー、次子チワーン、四等タイジ・ハムンの弟ヨンダン、四等タイジ・ナムジャルの子ユムツェリン、これらは皆成年に達した。・・・(中略)・・・これゆえに、例に照らしてハルハ・セツェン・ハン・ダミランの旗、アバガのザサグ多羅郡王ソノムラヴダン等の11旗の内、ハンの弟1名を頭等、貝勒の子4名を二等、貝子の子1名を三等、タイジ、タブナンの子541名を、皆四等タイジとしよう。臣たる我らが恣に行うことではないので、謹んで上奏した。諭旨を請う<sup>9</sup>。

と、成年に達したタイジ名が列挙され、皇帝に爵位授与が一括して奏請されている。

清代モンゴルの系譜情報を含むもう一つの史料は、モンゴル文年代記である。ハルハの清朝服属直前に著されたハルハのシャムバ・ダイチン撰『アサラクチ史』には各部王族の詳細な系譜が記されている<sup>10</sup>。清代でもダルマ・グーシ撰『金輪千輻』(1739年)や、ラシブソグ撰『ボロル・エリヘ』等<sup>11</sup>に詳細な系譜記述が含まれる。そこではインドに遡る護法王とチンギス統ボルジギン氏族の王統譜に清代の王公タイジ系譜が接続されている。

年代記と清朝に提出された系譜の記述枠組は異なるが、モンゴルの支配氏族の系譜という点に接点を持つ。これは清朝が、モンゴルの支配氏族の権威を王公タイジとして継承したことに由来する。年代記が、マンジュに至る護法王の系譜を各部王公タイジ系譜に接続させたことは、清代のモンゴル王公タイジの地位と矛盾しないのである<sup>12</sup>。

#### 4 「外なるモンゴル」王公タイジの功績記録としての伝記史料

年代記や系図とは別に、清代にはモンゴル王公の伝記記述が作成された。清代の伝記記述は、主としてモンゴル王公の清朝に対する功績を記したものである。上述のように、清朝はモンゴル諸部の支配氏族の権威を公認する一方で、清朝への功績を爵位授与の評価に

9 中国第一歴史檔案館・中国人民大学国学院西域歴史語言研究所編『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(以下、『題本』と略)巻3、呼和浩特：内蒙古人民出版社、2010年、236-256頁

10 *Асрагч нэртийн түүх. ХVII зууны Монгол түүхэн сурвалжийн тулгуур эхүүд*. Улаанбаатар; Болор Судар хэвлэлийн газар, 2011 он.

11 18世紀までのモンゴル年代記については、森川哲雄『モンゴル年代記』東京：白帝社、2007年に詳しい。

12 ただし、清代の身分概念としての王公タイジが、オイラド系諸集団の支配氏族をも、チンギス及びチンギス諸弟系のボルジギン氏族と同格の王公身分として扱っていることは、北元期モンゴルの身分概念と決定的に異なる点として指摘しておかなければならない。

反映させる立場を取っていた。『大清会典』(康熙朝)卷142、理藩院1、爵級に、

初め外藩四十九旗は、或いは功を以てし、或いは親を以てし、或いは國を擧げて輸服するを以て、親王・郡王・貝勒・貝子・鎮國公・輔國公に封じられ、秩は皆内王等に照らし、台吉・塔布囊等は、俱に給するに品級を以てす。都統以下驍騎校以上等の官を設けること、内に照らして管理す。蓋し國家一體の仁、周徧きこと此くの如し<sup>13</sup>。初外藩四十九旗、或以功、或以親、或以擧國輸服、封親王・郡王・貝勒・貝子・鎮國公・輔國公、秩皆照内王等、台吉・塔布囊等、俱給以品級。設都統以下驍騎校以上等官、照内管理。蓋國家一體之仁、周徧如此。

と見えるように、モンゴル王公に対する爵位授与において評価されたのは、モンゴルの王統に属すること以上に、服属以後の功績、清廷との親疎、清初における服属であった。順治7(1750)年正月癸酉にオルドスのシャンダを多羅貝勒に封じた勅書に、

ordus-yin šanda čimayi öber-ün qariy-a-tu  
aq-a degü, ulus-iyān abun erinčen jünung-  
luy-a oruba kemen törü-yin noyan bolγaba.  
kündü sedkil-i minu ebdeǰü, urbaqu, bosqu,  
samayu üile-yi egüskebesü törü-yin noyan  
čola-yi oγuyata bayurayulqu. dayisun-  
ača buruyulabasu, toytayaysan čayaja-bar  
bolqu. tegün-eče busu yala bolbasu, törü-yin  
noyan čola-yi ür-e-yin ür-e-dür kürtele ülü  
bayurayulqu bui.

オルドスのシャンダ、お前を自らの所属の兄弟、民を連れてエリンチン・ジノンと共に服属したと、多羅貝勒にした。朕の篤い心に背き、逃亡し、乱行を起こせば、多羅貝勒の爵位 (cola) を降等する。敵から逃げれば、定められた律に従う。それ以外の罪ならば、多羅貝勒の爵位を子々孫々まで降等しない<sup>14</sup>。

とあるのはその一例で、シャンダが「兄弟、民を連れて」服属したことが爵位授与の理由とされている。服属以後の王公タイジの功績は、各旗から理藩院に提出された。それが前述の「根源 uy eki」と呼ばれる記録で、ここではその一例として、乾隆44(1779)年11月初5日付のセツェン・ハン部中末旗のザサグ固山貝子イダムジャヴのものを紹介したい<sup>15</sup>。

13 『大清会典』(康熙朝)卷142、理藩院1、爵級、1b。

14 中国第一歴史档案館・内蒙古自治区档案館・内蒙古大学蒙古学研究中心編『清内秘書院蒙古文档案滙編』第三輯、呼和浩特；内蒙古人民出版社、2003年、100-102頁「順治帝封鄂爾多斯部山達為多羅貝勒之誥命」順治7年正月19日。

15 モンゴル国立歴史中央アルヒーフ M-168, Д.2, х/н122。Сэцэн хан аймгийн Бишрэлт засгийн хошууны засаг Ядамжавын уг эх, овог төрөл, зүтгэсэн зүтгэл, газрыг байцаасан данс。(セツェン・ハン部ビシュレルト・ザサグ旗ザサグ・ヤダムジャヴの根源、一族、貢献を查べた档冊)

(1a)

qalq-a-yin sečen qan-u ayimay-un jasay-un qosiyun-u beyise idamjab, minu uy eki, obuy, törül jidkügsen yañar-i bayiçayaysan debter.

ハルハのセツェン・ハン部のザサグ旗の  
ベイセ・イダムジャブ、私の根源、一族  
の功績を挙げたところを査した冊子。

(2a)

jasay-un qosiyun-u beyise idamjab, minu uy, sečen qan šolui tegünü nigedüger köbegün mačari ildeng tüsiyetü, tegünü köbegün dari ildeng jinung-dur, singju boyda ejen jarliy bayulγaysan anu, dari či ijaγur jegün γar-un qalq-a-yin sečen qan-u abay-a ebüge ečige ildeng jinung bölüge. činu qariyatu albatu-ban abču, sečen qan-luy-a qamtu oruγu irebei kemen čimayi örüsüjü ketürkei-e qosiyun-u tayiji bolγabai kemen jarliy bayulγaju, engke amuyulang-un γučiduyar on-dur, kesig kürtegen jasay-un qosiyun-u beyise ergümjilejü qosiyu sumu jokiyajuqui. qoyin-a beyise dari-yin biy-e (2b) ebedčitei nasun bolba kemen ayiladqaju, engke amuyulang-un γučin nigedüger on-dur, dari-yin törügsen köbegün čembel-dür jasay-un qosiyun-u beyise jalγamjilaquui. čembel-ün biy-e ebedčin-iyer ügei boluγsan-u qoyin-a, engke amuyulang-un döčidüger on-dur, čembel-ün törügsen degüü rabdan-dur jasay-un qosiyun-u beyise jalγamjilaquui. beyise rabdan, engke amuyulang-un tabin dörbedüger on, bar köl-

ザサグ固山貝子イダムジャブ、私の根源  
は、セツェン・ハン・シヨロイ、その長  
子マチャリ・イルデン・トシェート、そ  
の子ダリ・イルデン・ジノンに、聖主た  
る聖祖は諭旨を下された。ダリ、お前は  
元々左翼ハルハのセツェン・ハンの叔父  
で祖父はイルデン・ジノンであった。お  
前の属下のアルバトを率い、セツェン・  
ハンと共に服属して来たと、お前を慈し  
み、過分にも固山貝子としたと、諭旨を  
下され、康熙30年に、恩を賜ってザサグ  
固山貝子に封じ、旗・佐領を編成した。後、  
貝子ダリの身は病んで老いたと上奏し、  
康熙31年にダリの実子ツェムベルにザサ  
グ固山貝子を嗣がせた<sup>16</sup>。ツェムベルの身  
が病で亡くなった後、康熙40年に、ツェ  
ムベルの実弟ラヴダンにザサグ固山貝子  
を嗣がせた<sup>17</sup>。貝子ラヴダンは、康熙54  
年にバルフルの軍に届けるラクダ3千頭、  
羊10万頭を送った時、ラクダ50頭、羊  
6952頭を供出した。また康熙58年、盛  
京から出陣した兵を支援して、馬500頭を献  
じた<sup>18</sup>。ラヴダンの身が病で亡くなった後、

16 『王公表伝』巻57、伝41「扎薩克固山貝子達哩列伝」では、阿海成伯勒 aqai čengbel とある。

この「根源」档冊が『王公表伝』の素材として使われたとすると、ツェムベルの名が異なる事実は、祁韻士等が「根源」档冊以外の史料をも参照していたことを示す。

17 『王公表伝』同伝では、康熙帝のガルダンに対する親征時の事蹟が記されているが、この「根源」には見えない。

18 ラヴダンの康熙54年と58年の事蹟について、『王公表伝』同伝は、「五十四年、獻駝助郡。五十八年、復獻馬。輸獎之。」と簡単に記すのみである。

ün čerig-tür oruyulju ögkü yurban mingyan temege arban tümen qoni yabuylqu-dur, tabin temege, jiryuyan mingy-a yisün jayun tabin qoyar qoni kücün barijuqui. basa engke amuyulang-un tabin naimaduyar on, mügdeneče morduyuluysan čereg-tür tusalaju tabun jayun mori barijuqui. rabdan-u biy-e ebedčinyer ügei boluysan-u qoyin-a, nayiraltu töbün arbaduyar on, rabdan-u aqamad köbegün wangjil-dur, jasay-un qosiyun-u beyise jaljamjilajuqui. beyise wangjil tayiji yabuquidur engke amuyulang-un tabin tabuduyar jiryuduyar qoyar on-dur, güng jan kang dan amu jögeküi-dür, qubi-yin mal-ača yisün jayun naiman temege kücün bariju biy-e-ber qoyar jil-dür jidkujü yabuba. basa tngri-yin tedkügen-ü terigün on, yurbaduyar, tabuduyar ene yurban on-du tamir-un qota-yin čereg-ün küriyen-dür, yurban sar-a-bar jisuyan sayuju, tngri-yin tedkügen-ü doluduyar on-ača arban doluduyar on kürtel-e, orqun-u qota-yi qarajaljan sayulaysan, qalq-a dörben ayimayun nige mingyan čereg-yi naiman uday-a jil büri yurban sar-a-bar jakirču sayujuqui. Beyise wangjil-un bey-e ebedčinyer ügei boluysan-u qoyin-a, tngri-yin tedkügen-ü qorin doluduyar on, wangjil-un törügsen köbegün idamjab nadur, kesig kürtegejü jasay-un qosiyun-u beyise jaljamjilaba. beyise idamjab bi tayiji

雍正10年、ラヴダンの長子ワンジルにザサグ固山貝子を嗣がせた。貝子ワンジルがタイジであった時、康熙55年、56年の兩年、公 Jan Kang dan が穀物を輸送した際、自分の家畜から908頭のラクダを献じ、自ら兩年努め励んだ。また乾隆元年、三年、五年の三か年にタミル城の軍營で三ヶ月間駐班につき、乾隆7年から17年まで、オルホン城を守備した。ハルハ四アイマグの兵1千を八回、毎年三か月管轄して駐屯した<sup>19</sup>。貝子ワンジルの身が病で亡くなった後、乾隆27年、ワンジルの実子私イダムジャヴに、恩を施してザサグ固山貝子を嗣がせた。私貝子イダムジャヴがタイジであった時、乾隆20年、ウリヤスタイの軍營で四アイマグの駐班將軍の事務を処理するザサグ・スドゥブ<sup>20</sup>に協理として働き、盜賊アマルサナー等の妻子・家口を收容して、22年に公ツェレンドヨド<sup>21</sup>とともにトシェート・ハン部の王チャヴァグジャヴ等の数旗の不足したアルバニ・マルを徴収し、軍營の駐班で協理として勤務した。私貝子イダムジャヴは、乾隆30年、ウリヤスタイの軍營の駐班に勤務し、また30年から34年までロシア方面に設置したセツェン・ハン部のカ倫の兵を管理して駐在した。また37年、38年、42年の三か年に、ウリヤスタイの軍營で二回三ヶ月駐班につき、一度官用

19 ここに見えるワンジルの二等タイジ時代の事蹟は『王公表伝』同伝には全く見えない。

20 ザサグ・スドゥブは、トシェート・ハン部左翼中左旗（エイエテイ・ザサグ）ザサグ頭等タイジ。『王公表伝』巻52、扎薩克一等台吉遜篤布列伝（15下）に、「乾隆二十年、駐烏里雅蘇台、偵阿睦爾撒納叛逃、偕烏里雅蘇台大臣阿蘭泰等、馳赴賊牧、収其孥屬」と見える。

21 ツェレンドヨドは、セツェン・ハン部右翼中前旗（ゾリクト・ザサグ）輔国公。ただ、『王公表伝』巻58、伝42「扎薩克輔国公車凌多岳特列伝」には対応する記事はない。

yabuqui-dur, tngri-yin tedkügsen-ü qoriduɣar on, uliyasutai-yin čereg-ün küriyen-dü dörben ayimaɣ-un ĵisiyan-u ĵangĵun-u kereg-yi sidkegčĭ ĵasaɣ songdüb-luɣ-a tusalayıči-yin qubi-dur yabuĵu, qulaɣai amurasana nar-un em-e keüked ger ama-yi quriyaĵu yabuɣad, qorin qoyaduɣar on-du güng čerendoyud-un qamtu tüsiyetü qan-u ayimaɣ-un wang čibayıĵab-un ĵerge kedün qosıɣun-u dutaɣsan alban-u mal-i kögen ɣarɣaĵu, čereg-ün küriyen-ü ĵisiyan-du tusalayıči-yin qubi-du saɣuĵu yabuĵuqui. beyise idamĵab bi tngri-yin tedkügsen-ü ɣučıduɣar on uliyasutai-yin čereg-ün küriyen-ü ĵisiyan-dur saɣuĵu, mön ɣučıduɣar on-ača ɣučin dörbedüger on kürtel-e, orus jüg talbiɣsan, sečen qan ayimaɣ-un qarayul čereg ĵakırču saɣuba. basa ɣučin doluduɣar naimaduɣar, döčĭn qoyaduɣar ene ɣurban on-dur, uliyasutai-yin čereg-ün küriyen-dü qoyar uday-a ɣurban sar-a-bar ĵisiyan saɣuĵu, nigen uday-a alban-u mori mal ĵakırču saɣuĵuqui. beyise idamĵab, minu elünče ebüge ečiġe beyise aɣsan dari-ača inayısi nadur kürču iretel-e dörben üy-e, yasu kiyud, obuy borĵiged. tngri-yin tedkügsen-ü döčĭn dörbedüger on ebül (-ün dumdadu) sarayin sineyin tabun.

の馬・家畜を管理した<sup>22</sup>。私貝子イダムジャヴの曾祖父貝子故ダリ以来、私に至るまで四代、姓はキヨド、氏はボルジギドである。乾隆44年冬の仲の月初5日

この档冊では、セツェン・ハン・シヨロイの孫で、初代ザサグ固山貝子ダリの服属と授爵が述べられ、続いてツェムベル、ラブダン、ワンジルを経てイダムジャヴに至る歴代ザサグによる清軍への家畜供出や、軍営での駐班、卡倫の管理等の勤務履歴が列記される。その叙述は、「uy 根源」と言いながらも、同部王公の直接の祖シヨロイに遡るのみで、あ

22 イダムジャヴのウリヤスタイでの駐班、卡倫の管理、官用の家畜の管理の事蹟は、『王公表伝』の彼の伝には見えない。『王公表伝』巻57、伝41「扎薩克固山貝子達哩列伝」

くまで服属以後の歴代ザサグの清朝への功績を記したものである。この档冊は乾隆帝が乾隆44年7月29日に『欽定外藩回部王公表伝』編纂を命じた際に各旗から提出されたものだが<sup>23</sup>、同様のものはそれ以外にも繰り返し作成されている。祁韻士撰『欽定外藩蒙古回部王公表伝』<sup>24</sup>は、モンゴル各部歴代王公の封爵表（iledkel）と伝（šastir）から成り、伝は「総伝」と個々の王公伝で構成され、その形式は、「根源」档冊の記述と類似している。両者の関係を考える上で興味深いことに、モンゴル国立歴史中央アルヒーフ所蔵の道光7（1827）年作成の中末旗「根源」冊には、後半に『王公表伝』の巻57、伝41「扎薩克固山貝子達哩列伝」の蒙文本が写されている。前半の「根源」冊と表伝を比較すると、記載内容、文章表現ともに取捨選択・加筆がなされており、「根源」档冊が『表伝』撰述の際の素材に過ぎないことがわかる。またザサグト・ハン部に関わる档冊をまとめた所謂『ザサグト・ハン部史』に収録された同部各ザサグの「根源（uy eki）」も<sup>25</sup>、各ザサグの服属後の功績を記したものである。

このような系譜記述のスタイルの背後に、王公としての清初以来の功績と承襲経緯を記した履歴ともいべき誥・敕の存在を指摘することができる。実際爵位の承襲に際して、誥命が提出され、理藩院が承襲の根拠とする例が見られる<sup>26</sup>。

---

23 Nayur “ongniyud qosiyun-u beyise tümenbayan öber-ün uy ündüsü ebüge ečige-yin-iyen jidkügsen yabiy-a-yi bayičayažu medegülügsen bičig-ün tuqai.” *Dumdadu ulus-un mongyul sudulul*. 34-düger boti, 2006-1 (No.203), 2006, 51-54. 及び bökeündüsü. “《ongniyud barayun yarun qosiyun-u qosiyun-u beyise qoyar jerge temdeglegsен түменбаян-у үй үндүсүн ечи́ге ебүге-йин жидкүгсен ябий-а-йи байичајажу ергүн баришан би́чи́г》-үн туқай.” *Dumdadu ulus-un mongyul sudulul*. 39 düger boti, 2011-4, No.236, 2011, 37-41. 両氏は、乾隆44年9月16日付のオンニウド右旗貝子トゥメンバヤンの祖オチル以来の事蹟を理藩院に報告した文書を紹介している。その冒頭に理藩院からの「盟長のところから伝達された理藩院より命じた文書の中に、諭旨に謹んで遵い、明らかに伝え史書を作成して永遠に残すために、それぞれの根源（uy ündüsün）、幾代承襲したか、功績の有無を調べ、届けて来い」との命令で作成したことが記されている。両氏はこれを同年7月29日の『表伝』編纂を命じる諭旨を伝達したものとする。

24 『王公表伝』の撰者祁韻士と『表伝』成立の経緯については、宮脇淳子「祁韻士纂修『欽定外藩蒙古回部王公表伝』考」『東方学』第81輯、1991年、1-14頁、宝日吉根（包文漢）「蒙古王公表伝纂修考」『内蒙古大学学报（哲学社会科学版）』1987年第3期、19-32頁、包文漢「蒙古回部王公表伝的編纂與研究——代前言」『蒙古回部王公表伝』第一輯、呼和浩特：内蒙古大学出版社、1998年、1-17頁、林士鉉『清代蒙古與滿洲政治文化』政治大学史学叢書17、国立政治大学歴史学系、2009年、77-101頁などを参照のこと。因みに『表伝』のモンゴル文は、漢文・滿文から理藩院で翻訳されたものである。

25 А. Очир, Ж. Гэрэлбадрах. *Халхын Засагт хан аймгийн угсаатны бүрэлдэхүүн, гарал*. Улаанбаатар: Соёмбо принтинг, 2003. 403-432 тал.

26 例えば、『題本』巻1所収の「管理理藩院事務果親王允礼等題浩斉特扎薩克多羅額爾德尼郡王車凌喇布坦病故請准其長子承襲本」（554-560頁）に「&e 冊」が引用されているが、誥命であろう。また、ノールが紹介したオンニウド右旗の閑散王公トゥメンバヤンの事蹟を上呈した赤峰档案館所蔵の乾隆44年9月16日付の文書にも、誥命（g'oming）が引用されている。Nayurの前掲論文参照。誥・敕については、鞠徳源「明清誥敕命文書簡述」『清代档案史料叢編』第七輯、北京：中華書局、1981年、299-315頁、程大鯤「清代誥敕命制度探析」趙志強主編『滿学論叢』第一輯、2011年、116-122頁参照。

上述のように『王公表伝』の纂修の際に上呈された各旗王公の経歴は服属時に遡るにすぎない。ただ『王公表伝』で王公の事績とは別に立てられたモンゴル各部の「総伝」は、元太祖の何世の子孫かを明示することで、王公の淵源を帝国まで遡らせている。一例として内ハルハのバーリン部の「総伝」を示すと、その冒頭に、

巴林部は、古北口外に在り、京師に至ること九百六十里、東西距たること二百五十一里、南北距たること二百三十三里にして、東は阿魯科爾沁と界し、西は克什克騰と界し、南は翁牛特と界し、北は烏珠穆沁と界す。元の太祖の十六世の孫阿爾楚博羅特、和爾朔齊哈薩爾を生む。子二あり。長は烏巴什、扎嚕特部総伝に詳し。次は蘇巴海、達爾漢諾顔を称し、所部を号して巴林と曰う。

巴林部、在古北口外、至京師九百六十里、東西距二百五十一里、南北距二百三十三里、東界阿魯科爾沁、西界克什克騰、南界翁牛特、北界烏珠穆沁。元太祖十六世孫阿爾楚博羅特、生和爾朔齊哈薩爾。子二。長烏巴什、詳扎嚕特部総伝。次蘇巴海、称達爾漢諾顔、号所部曰巴林<sup>27</sup>。

と見え、同部の系譜が「元太祖」チンギス・ハンに遡ることを簡略ながら明示した上で、ダヤン・ハーンの第五子アルツボロド以後の系譜が記されている。これは各王公の「根源」档冊や、後述の八旗に編入された王族の系譜記述と異なる『王公表伝』の特徴である<sup>28</sup>。

ボルジギン氏王族の一部は、清朝の征服過程で八旗に編入された。以下は、バーリン部と同じく内ハルハ五オトグの一つ、バヨド部の王族で、ヌルハチ時代にマンジュ側に投降して八旗の鑲黄旗満洲に編入されたグルブシの事績に関する記述である<sup>29</sup>。

(3a)

<p>dashūwan meiren duicin nirui / gurbusi                  efu dade bayut beise jakūci<sup>30</sup> bihe, / abkai                  fulingga ningguci aniya omšon biyade, fukjin                  yaya monggo i harangga jušen be / gajime /                  tayidzu ejen be baime dahame jihe manggi /                  taidzu ejen gosime beye de banjija / gungju</p>	<p>左翼梅倫 duicin 佐領の gurbusi 額駙は、元々バヨト貝子であった。天命6年11月に、はじめて全てのモンゴルの属下の民を率いて太祖に従ってきた後、太祖は慈しんで、実の子である公主を与え、和碩額駙とした。八旗の満洲三百人を集めて与え、</p>
--	---

27 『欽定外藩蒙古回部王公表伝』巻28、伝13、巴林部総伝、1a-1b。

28 『王公表伝』との関わりは不明だが、これ以後『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）巻730-736「封爵」では、各部の歴代封爵記事冒頭に、太祖チンギス及び諸弟などへの言及が現れる。

29 バヨド部の系譜については、岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』第三部第2章「内ハルハ・バヨド・オトグの系譜について」249-265頁参照。

30 ここに「jakūci（第八の）」と見えるが、誤りと思われる。

bufi hošoi efu obuha jakūn gūsai manju ilan  
tanggū šufame bufi, emu nirui banjibuha, beye  
gajiha harangga jušen be emu nirui banjibufi,  
juwe nirui obume / salibufi buhe, / taidzu ejen  
gosime cing joriktu seme colo bufi, sucungga  
tušan ilaci jergi jinggini / (3b) hafan obuha,

ここではグルブシがバヨド部の王族(貝子)であったことが述べられるのみで、チンギス・ハンの関係は一切明示されない。また同じ史料には「モンゴル・ハルハのバヨト貝子の祖先等の名の檔冊」と題されたグルブシの一族の系譜が収められている。その冒頭部分には、

monggo kalka i bayot beyise i / da mafari  
sei gebu i dangse, / kubuhe suwayan i duicin  
nirui/ gurbusi efu dade monggo gurun i baiyot  
beyile bihe, sara murun bai niyalma, / da mafa  
ama juse omosi i jalan jalan i gebu dangse /  
gurbusi efu / da mafa alcubolot, erei ahūngga  
jui hasari noyen, gebu hūrhaci, ede sunja haha  
jui / banjiha, ahūngga jui, weijeng noyen,  
gebu ubasai, jarut debi, jacin haha / jui gebu  
subahai, barin debi, ilaci haha jui gebu uban,  
gunggeret de bi, / duici haha jui tabun bayot  
de bi, sunjaci haha jui gebu hanghal ujet debi,  
/ duici haha jui tabun de duin haha jui banjiha,  
ahūngga jui gebu / (10b) burahai, gulu  
suwayan debi, jacin haha jui cing baturu gulu  
šanggiyan debi, / ilaci haha jui burgan, kubuhe  
šanggiyan debi, duici haha jui esei, kubuhe  
/ suwayan debi, esei ilan haha jui banjiha,  
ahūngga jui / gurbusi yaya onggolo harangga

一佐領を編成した。自ら率いた属民を一  
佐領に編成し、二佐領として、専管させ  
た。太祖は慈しんでチン・ゾリグトとい  
う称号を与え、最初の官職は三等子とし  
た<sup>31</sup>。

モンゴル・ハルハのバヨト貝子の祖先等  
の名の檔冊。鑲黄旗のドゥイチン佐領の  
グルブシ額駙は、もとモンゴル国のバヨ  
ト貝勒であった。シラムレン地方の人で  
ある。先祖・子孫の代々の名の檔冊。グ  
ルブシ額駙の祖先はアルツボルド。その  
長子ハサリ・ノヤン、名はフルハチ、こ  
れに五子が生まれた。長子はウイゼン・  
ノヤン、名はウバサイ、ジャルドにい  
る。次子は名はスバハイ、バーリンにい  
る。第三子は名はウバン、ホンギラドに  
いる。第四子はタブン、バヨトにいる。  
第五子は名はハンハル、ウジェードにい  
る。第四子タブンには四人の子が生まれ  
た。長子は名はブラハイ、正黄旗にい  
る。次子はチン・バートル、正白旗にい  
る。第三子はブルガン、鑲白旗にい  
る。第四子はエセイ、鑲黄旗にい  
る。エセイには三子があった。長子は  
グルブシ。最も早

31 『顧爾布什駙馬事蹟稿』天理大学図書館蔵本、3a。この史料とグルブシについては、拙著『清代モンゴル盟旗制度の研究』(東京：東方書店、2007)第3部第2章「内ハルハ・バヨド・オトグの系譜について」(249-265頁)を参照されたい。

jušen be gajime / abkai fulingga ningguci / aniya / taidzu ejen be baime dahame jihe gung de / taidzu ijen beye de banjaha / gungju be bufi, jingkini hafan obuha. く属民を率いて天命6年に太祖を求めて降って来た功績により、太祖は、自分の娘を公主として与え、子爵とした<sup>32</sup>。

と見える。ここでは、グルブシの系譜記述はアルツボロドまで遡るが、やはりチンギスへの言及を欠き、かつアルツボロドがダヤン・ハーンの第五子であることも示されていない<sup>33</sup>。

このように、清代外藩の王公の伝記記述は、基本的に清朝服属以後の功績の記述を中心とする点で共通し、護法王たるチンギス統の系譜としての年代記とは記述の枠組が異なる。

## 5 清朝の「外藩」統治の理念

16世紀末に急速に台頭し、400年の歴史を有するモンゴルの覇権を崩した新興のマンジュにとって、ボルジギン氏族をはじめとするモンゴルの支配氏族の権威のマンジュのハンの支配権力下への統合は、かなりデリケートな政治課題であったと思われる。マンジュは、最後の大ハーン・リグデンによる強権的な統合を嫌って服属してきたモンゴルの王族たちの支配氏族としての地位と、属民に対する支配権を安堵した。しかしそのことは同時に、モンゴルの権威の源泉たるチンギス・ハーン以来の王統や、チベット仏教を信奉する護法王としての歴史認識をも受け入れることを意味した。マンジュは、清一代を通じて、年代記に見られるモンゴルの歴史記述の枠組を直接否定したことはない。サガン・セツェンの『エルデニイン・トヴチ（蒙古源流）』を漢訳し、『四庫全書』に収録したのはその現れである<sup>34</sup>。マンジュのハンは、護法王として自らを位置づけることで、仏教的な護法王としての権威を歴史的なよりどころとしていたモンゴルの歴史認識を包摂しえた。チンギス統の世俗的権威も、王公としての待遇によって、無理なく清朝の統治体制に包摂されたのであった。

しかし清朝が評価し、授爵に反映させた王公タイジの功績は、まず第一に部衆を率いて

32 『顧爾布什駙馬事蹟稿』10a-10b、monggo kalka i bayot beyise i da mafari sei gebu i dangse.

33 因みに、八旗満洲旗人の系譜をまとめた『八旗満洲氏族通譜』巻66～71に、「附載満洲旗分内之蒙古姓氏」としてモンゴル諸姓の記述があるが、いずれも「隸満洲旗分之蒙古一姓」とあるのみで、ボルジギン氏族についても清代以前の先世に関する記述を欠いている。『八旗満洲氏族通譜（影印本）』遼寧省図書館古籍部整理、瀋陽：遼瀋書社、1989年、717-788頁。

34 『四庫全書』及び殿版『蒙古源流』の原本が清朝の手に渡った経緯については、岡洋樹「殿版『蒙古源流』とツェンゲンジャヴ』『アジアにおける国際交流と地域文化』平成4-5年度科学研究費補助金（総合研究A）研究成果報告書（課題番号04301046、研究代表者 長澤和俊）、1994年、42-47頁参照のこと。

服属してきたことと、対外戦争などへの貢献であり、チンギス裔であること自体ではない。またそのような功績を記した「根源」档冊や『王公表伝』の記述には、モンゴル歴代ハーンに遡る支配氏族としての正統性や、護法王としての事蹟は含まれない。

清朝の伝記記述の、モンゴル年代記記述への影響も指摘することができる。例えば19世紀半ば、道光21(1841)年に著されたハルハの年代記であるガルダン撰『エルデニイン・エリヘ』では、18世紀の年代記に見られたような王公タイジの系譜記述が姿を消し、代わりに『王公表伝』が引用されている<sup>35</sup>。またやはり19世紀のオルドスの年代記で、道光15(1835)年にゴンチョクジャヴが撰した『ソヴド・エリヘ』は、ダヤン・ハーン諸子の系譜を記した後に、

jiči basa čaqar naiman qosiyun-dur tayizu  
qayan-u salburi ür-e ču bui / bolbaču iledkel  
šastir-a ese γaryajuqui.... (中略) .... ene metü  
deger-e dour-a / ner-e ür-e ese ileregsed ba,  
busu basa doruysi üy-e-yin salburi sačural-i /  
öber öber-ün qosiyud-u iledkel šastir-ača olju  
medekü bolai

またチャハル八旗に太祖ハーンの末裔も  
いるが、表伝には現れない。…(中略)…  
このように、先後名と子孫が知られない  
者や、あれこれの後代の分枝をそれぞれ  
の旗の表伝から知ることができる。

と述べ、読者に『王公表伝』の参照を促すとともに、自身の系譜記述の情報源としても利用していることが知られる<sup>36</sup>。

## 6 結語

清代モンゴルは、外藩と呼ばれる統治カテゴリーの設定により、内地=中国本土とは異なる独自の統治理念と歴史叙述の場を持った。清朝皇帝自らを護法王として位置づけることにより、年代記に見られるようなモンゴル歴代ハーンの護法の歴史と清朝皇帝の支配が接続された。一方清朝は、モンゴルの支配氏族を王公身分として待遇したが、その権威は皇帝権に由来するものとなった。王公たちは、自らの地位を証明するため、系図や「根源」と呼ばれる系譜を提出した。しかしそこに記されたのは服属以後の清朝への功績であり、チンギス統、或いは仏教的君主としての権威ではなかった。ここに仏教的歴史観とは枠組

35 『エルデニイン・エリヘ』における『方略』『王公表伝』の引用については、早くジョゼフ・フレッチャーが指摘したところである。Joseph F. Fletcher. A Source of the Erdeni-yin erike. *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 24, 1962-1963, pp.229-233.

36 Subud erike kemekü bičig. Walther Heissig. *Die Familien und Kirchengeschichtsschreibung der Mongolen*. Teil II. Wiesbaden; Otto Harrassowitz, 1965. p.62.

を異にする功績伝としての伝記記述の様式が、護法王の歴史や支配氏族の系譜記述と共存したのである。

清朝は、内地諸省において明朝の統治を継承したのと同様に、モンゴルでも統治の歴史的な文脈を否定することなく、皇帝権の下に包摂したと言える。かかる体制は歴史記述にも反映した。清朝が中国風の正史編纂を行う一方で、モンゴルでは仏教史的年代記記述が維持された。そして同時に、功績伝としてのモンゴル支配氏族の伝記記述も、年代記との枠組のズレを含みつつ共存し、清朝官撰の歴史記述が、モンゴル年代記に影響を与えることにもなった。

杉山清彦が喝破したように、清朝は多面相の帝国である。清朝の皇帝を、中国風の天子であるのか、モンゴルのハーンであるのかなどと問うことにはあまり意味はない。歴史的には、むしろかかる多面相の帝国が、近代において単一の民族的な文脈へと回収される経緯と、その落差が生み出す困難への着目が、本シンポジウムの課題である「近代的空間の形成」を論じる歴史的視座の一つを提供するものといえるのではないだろうか。

キーワード 清朝、モンゴル、歴史記述、系譜、伝記記述、モンゴル文年代記

(OKA Hiroki)

